

		公表	事業所における自己評価結果			
事業所名		慶生会KIDSステージ鴻池				公表日 2025年 5月 1日
		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等のスペースとの関係で適切であるか。	16	0		
	2	職員の配置数は適切であるか。	13	3	職員の休暇等で不足が生じた場合は他事業所から補填しています。	
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、バリアフリー化や環境上の配慮が適切になされているか。	16	0		
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	15	1	子どもに応じて柔軟に対応しています。	安全計画に基づき毎月月初に安全点検を行い、安全と清潔について点検を行います。
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	16	0		
業務改善	6	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	16	0	本自己評価の内容について検討し、改善のための方策を話し合い、実践、振り返りをしています。	
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	16	0	保護者向け評価表の内容について検討し、改善のための方策を話し合い、実践、振り返りをしています。	
	8	この自己評価の結果を事業所の会報やホームページ等で公表しているか。	15	1		公表していることについて、全従業員に周知を行います。
	9	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	16	0		
	10	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	15	1	内部品質管理課より評価を受け業務改善につなげています。	
	11	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	16	0	年4回の内部研修を行い、知識の習得とスキルの向上の務め、外部研修についても機会を案内しています。	
適切な支援	12	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	16	0		
	13	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	16	0		
	14	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	16	0		
	15	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	16	0		
	16	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	16	0		
	17	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	16	0	子どもの普段の様子を確認した上で「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援」の支援内容を具体的に設定しています。	

援 の 提 供	18 活動プログラムの立案をチームで行っているか。	16	0		
	19 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	16	0		
	20 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	16	0		
	21 支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	16	0		
	22 支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	16	0		
	23 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	16	0		
	24 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	16	0		
関 係 機 関 や 保 護 者 と の 連 携	25 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。	16	0		
	26 地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	16	0		
	27 併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	15	1	サービス調整会議の機会に園を訪れ支援内容等の情報共有を行っています。また、保護者の相談を通じて園での支援について助言を行うことで、間接的な移行支援を行っておりま	sす。
	28 就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	15	1	保護者に対して入学前の学校相談等の情報提供や必要な情報共有についての助言を行うとともに、引き続き放課後等デイサービスの利用により切れ目のない支援を実施しています。	
	29 児童発達支援センターや障がい者支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	15	1		
	30 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他の子どもと活動する機会があるか。	13	3		地域の中で他の子どもと活動する機会少ないと、事業所でできる工夫を検討していきます。
	31 (地域自立支援) 協議会等へ積極的に参加しているか。	15	1	東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会に加入し、資料や会議録を確認、自事業相談支援員を通じての情報も得ています。	
	32 曰頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	16	0		
	33 家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	15	1	年に3回の保護者勉強会＆交流会を実施し、必要な助言を行い、保護者同士の交流を推進しています	
	34 運営規程に基づく重要事項、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	16	0		
支援 の 方 法	35 児童発達支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	16	0		
	36 「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	16	0	説明し、保護者の同意を得ています。	
	37 定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	16	0		

保護者への説明等	38 父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	16	0		
	39 こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	16	0		
	40 定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	16	0		
	41 個人情報の取扱いに十分留意しているか。	16	0		
	42 障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	16	0		
	43 事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	16	0		
非常時等の対応	44 事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	16	0		
	45 業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	16	0		
	46 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	16	0		
	47 食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	16	0	食事提供はしておりません。	
	48 安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	16	0		
	49 ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	16	0	ヒヤリハット、事故報告は事業部内の事業所で共有し、再発防止に努めています。	
	50 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	16	0	年に1度の法定研修のほか、法人内で統一された動画研修によって定期的に研修しています。	
	51 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	16	0	身体拘束適正化委員会により指針を策定しています。	